

○ 西いぶり広域連合職員の育児休業等に関する規則

〔平成12年3月28日
規則第17号〕

(趣旨)

第1条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び西いぶり広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成12年条例第20号）に基づく職員の育児休業等については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(室蘭市規則の準用)

第2条 この規則の施行については、室蘭市職員の育児休業等に関する規則（平成4年室蘭市規則第20号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。